

成案 健康保險法の改正案と作製しく請願運動を起し 第五

十七議會に提出すること
四 勞働諸立法立案のため特別委員会を設く

一 党費は重要に納入すること

- 一 党費は重要に納入すること 地方の幹士連環要求に対して本部は「党費不納」と理由として幹士連環要求を拒絶すべしと得
- 二 地方聯合會は本部に対して党費納入に關してたの便法を設く
- 三 本部の非常財政として本部役員はたの負担をなすこと
 - 中央執行委員 一月 五円以上
 - 統制委員 二円以上
 - 中央 委員 五円以上
 - 相 務 員 五円以上
- 四 本部の財政と出来の限り緊縮すべし(予算参照)
- 五 本部の財政負担を輕くしむため支部又は支部聯合會は本部の幹士に對して旅費と支給すべし
- 六 本部の財政と助くため維持會負を募集す
- 七 本部の收支決算は毎月末公表すべし